

平成30年度 北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議
第3回地域包括支援に関する会議 会議録(要旨)

1 開催日時

平成31年3月15日(金) 18:30~20:00

2 開催場所

北九州市役所 3階 大集会室

3 出席者等

(1) 構成員

中村代表、村上副代表、今村構成員、大丸構成員、熊野構成員、小鉢構成員、佐藤構成員、重藤構成員、下田構成員、白木構成員、福嶋構成員、山崎構成員

(2) 事務局

総合保健福祉センター担当部長、認知症支援・介護予防センター所長、長寿社会対策課長、地域福祉推進課長、地域支援担当課長、介護保険課長、健康推進課長ほか

4 会議内容

(1) 報告事項

- ・介護予防・生活支援サービス事業実施状況について
- ・まちかど介護相談室の開設状況について
- ・自己点検及び運営方針の変更について
- ・成年後見制度の利用促進計画について
- ・地域生活支援活動推進事業(校区でのボランティアマッチング)について
- ・介護保険事業の給付状況について

(2) 議事

- ・平成31年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の新規受託事業所について

(3) その他

5 会議経過及び発言内容

報告事項(1) 介護予防・生活支援サービス事業実施状況について・資料1

事務局：今年度の実施状況について資料1に沿って報告。

報告事項(2) まちかど介護相談室の開設状況について・資料2

事務局：今年度の開設状況について資料2に沿って報告。

代 表：何か質問や意見はないか。

構成員：各施設の一覧を見たところ八幡東区には2か所しかないのが気になる。これはどういうことか。

地域支援担当課長：まちかど介護相談室は高齢者福祉事業協会との協定のもとに行っている事業であり同協会の会員の施設に設置しているため、八幡東区は2か所ということになっている。同協会の全会員に設置しているということではないが、同協会との協定のもとに行っている事業であり、設置区域に偏りがでているものと考えている。

構成員：八幡東区は相当高齢化が進んで、いろいろと相談事も他に比べたら多いと思う。もう少し力を入れてほしい。

地域支援担当課長：市民センター等の巡回相談等を行っており、相談体制については状況を見ながら検討していく。

代 表：相談の種類は、ここに黒塗りされているもの以外でも場合によっては応じることができるのか。

地域支援担当課長：そのとおり。何かあった場合は、地域包括支援センターへつないでいただくこととしている。地域包括支援センターのパンフレットも各施設に配布している。

代 表：この黒塗りは、主なものということか。

地域支援担当課長：各施設からの回答であるが、示されていないものでも地域包括支援センターにつながりことで対応できる。

代 表：他に何かないか。

構成員：利用件数はどの程度か。

地域支援担当課長：12月末から始まり2月末までで全市で32件となっている。内訳は平日27件、土曜日2件、日曜日2件、祝日1件となっている。相談内容は介護保険に関すること、医療福祉に関することが多い。中には傾聴で終わったものもあり、情報提供したり、地域包括支援センターへつないだものもある。

構成員：若松区の施設の方がこういう相談をしているというのはよく見かけるが、一般の方にあまり浸透していないように思われる。せっかくなのでもう少しPRしてはどうか。ただ、施設の負担にはなるかもしれない。上手に地域包括支援センターにつなげればいいのだが。いいアイデアだが、今後どうなるか。まだ件数も少ないようだ。あまり慌てることはないかな、という気もする。

代 表：他に何かないか。

構成員：相談の種類が「まちかど」という割には、虐待、経済的な問題等にチェックがついてい

る施設もある。どういった方々が相談を受けるのか。虐待、経済的な問題について相談する方はけっこう決心をしてこられるのではないかと思うので、その時の対応する方がどういう職種の方が、どのように対応するのか。「まちかど介護相談室」である程度同じ方向性でやっているのか。施設ごとの独自の対応になるのか。

地域支援担当課長：高齢者福祉事業協会に聞いたところ、ケアマネジャーや福祉の資格を持った職員が対応するとのことであった。我々も日頃介護の対応をしている方で対応していただくようお願いしている。

報告事項（3）自己点検及び運営方針の変更について・・・資料3

事務局：変更について資料3に沿って報告。

代表：意見はないか

構成員：大変よく工夫されている。評価の視点を定めて、記録をする、あるいはそのものを見るという、ある意味ではOJT的に実際やっているときに意識付けになる。この分類の中に特に重たい項目と日頃やっていることという中では、特に総合相談支援業務の中の複合的な課題、あるいは認知症の高齢者のところ、こういったところでおそらく評価分類の中でも重たい、軽いというか、この辺のランク付けが多分実務上出てくるのではないか。分類の表記というか記録の仕方、その辺が次の段階、工夫がいるのかなと思うが、連続性が見えてきた。大変期待ができる自己点検表になった。

構成員：個人情報保護についてであるが、取り扱いにはプライバシーの確保に十分に配慮していただく必要があるが、一方で複合的な課題を持つ世帯の支援を推進するという活動をするのであれば、高齢者、障害者、子どもとあるわけであり、硬直的な運用ではなく、柔軟な取り扱いをお願いしたい。

報告事項（4）成年後見制度の利用促進計画について・・・資料4

事務局：利用促進計画について資料4に沿って報告

代表：何か質問や意見はないか。

構成員：裁判所としても意思決定支援をやっと意識するようになった。私がちょっと心配しているのは、厚生労働省の障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインは、万全のガイドラインではない。我々の側からすると程遠いという印象がある。認知症の方々の意思決定支援ガイドラインはまだ読んでいないが、この図を見る限りでは意思決定支援チームの中に本人が入っているが、介護サービスを提供する側の方が入っているのが気になる。サービス提供者側の都合ではあるが、本人とは対立利益者であるので、そのあたりはうまく本人の意思が引き出せるような仕組みにしてほしい。

長寿社会対策課長：そのあたりは前回もご意見をいただいていたが、本人の権利を阻害するという一面があるため、当然ながら本人の意思をどう確認していくか、というのは、非常に大きな

要素であると思っている。これはあくまでもガイドラインということで国が示している計画であり、当然ながら実際に動き出すときには、今回の計画の中でも中核機関が大きな役割を持つ。その中で中核機関と家庭裁判所、そして行政がどのようにして意思決定のところをルール化していくか、というのは、やりながら考えていきたいと思っている。ご指摘のとおりこれが決して万全ではないという、あるいは対立する事業者がいては本人が言いたいことを言えないのではないか、という部分もあるので、意思決定の際には例えば先に本人に話を聞いてから全員が集まって話をする等、ルール作りも併せて考えさせていただきたい。

構成員：13 ページ「図表 2-3-3 成年後見人等になってもらいたい人」についてであるが、本人の希望は親族になってもらいたいという意見が圧倒的であるが、現実には親族の構成は減っていて専門職が増えている。担い手がどうなのか、というのは一つの問題である。親族がなくても専門職がなくても、それを支える仕組みが今までなかったので、孤立したり情報が共有できない等なかなかやりづらい点があったが、これを見ると 16 ページに具体的な取り組みの中で、「チームによる支援とチームの支援」という形で載っているの、今後後見人そのものを支える体制ということにも取り組まれていくかと思うが、具体的に情報共有の問題等、どういう形で進んでいくのか。

長寿社会対策課長：後見人を支援していく体制づくりというのは、今から作っていかねばならないと考えている。我々も実のところ中核機関を作る、と思っているが、実際私どもが「みると」、「らいと」等で成年後見の方々を見ている人数というのは実は 200 人程度。北九州市の小倉支部で扱われている成年後見人の数は 1,400 人と言われているが、すべての方は市としても把握できていない。そういった中で後見人の方をどのように支援していくか、というのは、先ほどの繰り返しになるがチームをどのようにつくっていくか、そのチームの中でどういうふうに支え合っていくか、というのが非常に重要だと思っている。先ほどご指摘のあった 13 ページの中で親族が希望としては多いが、実際には専門職になっている、というのは、本人が不動産を処分するとか何らかの大きな契約をするときになって初めて成年後見人が必要と、いうことになっているということが考えられる。後見人ではなく保佐とか補助等、もう少し本人の意思が確認できるならば親族がなれる可能性が高いが、現状は非常に重たい状況になってから法律上の問題に遭遇した段階で後見人を選んでいるというところがある。そういった意味では早期に後見人制度へつないでいくということも後見人支援の一つのテーマだと考えている。具体策については今から専門職の方と意見調整しながら進めさせていただきたい。

構成員：利用支援事業との関係性が気になる。数を増やす、ということだけではなく利用しやすいようにするということ。財産管理であったり身上監護であったり、そういうことであっても、大きな契約以外にも例えば福祉サービスを利用する契約等結構出てくるだろうと感じる。そういった場合に、福祉専門職が社会福祉士や精神保健福祉士が受任している案件も非常に多いと思うが、利用支援事業をうまく利用できるような形に変えられないか、ということを含めて検討なさるだろうと思うが、一貫して市長申し立ての現状であったり、数がそんなに増えてきていないということであったり、報酬が出てこない。全国的にも珍しい「みると」や「らいと」が北九州市にあるので、こういった無報酬での案件が受けられているという事実があると思う。そういったことから誰もいないなら法人後見で、ということができるのではないかという感じがする。したがって、そういった部分に関して利用支援事業と抱き合わせる必要があるわけではないが、本人が意思決定できていながらその人らしい生活ができるように、大きな契約だけではなく生活の中での契約にも関わるといいうところも見つめなおしていく必要があるのかなと社会福祉士会も精神福祉士協会も思っている。その辺がまだまだ課題が多いのかなとい

ところで、やりながらということもあるが、その辺もお含みおきいただきたい。

長寿社会対策課長：成年後見制度そのものを利用促進していく中では、ただ単に成年後見人を増やしていくというわけではないので、いかにその方個人の財産であったり、あるいはサービスへとつなげていくかというのが非常に重要な要素だと思っている。今おっしゃられたように他の事業とも連携していくことによって、結果的にそれが最終的に成年後見の利用促進につながるということは我々も認識しているので、その辺を十分に考えてやっていきたい。

構成員：そういったのをぜひ、地域包括支援センターも理解してくださって一緒に活動していくというのも当然出てくると思う。

報告事項（５）地域生活支援活動推進事業

（校区のボランティアマッチング）について・・・資料５

事務局：資料５に沿って報告後、市社会福祉協議会から報告。

代表：何か質問や意見はないか。

構成員：支援が必要な方を見つけるための方法としては、依頼者本人が来所したり電話で依頼をするということに尽きるのか。

構成員：そういったものもあるが、社会福祉協議会は民生委員さんたちとの連携も踏まえて、日頃地域の要支援者の見守り活動を行っている。そういった活動の中で、この事業の周知等をする中から相談件数が増えるとか、又は地域の自治会とかまちづくり協議会とかそういった関係団体との連携をする中で、この事業の利用者を見つけるという、そういう仕組みで今進めている。

構成員：いわゆる８０５０問題がある。そういった問題を抱えておられる世帯というのはひきこもりがあり、発見することが難しいという案件も多々あると聞いている。始まったばかりで、高須でやっておられるということで、広げていくのも重要なことであるが、もっともっと見つけてあげられたらいいと思っている。アウトリーチを視野に入れてやってほしい。

構成員：地域の住民力はすごい力を持っている。そういったひきこもりの方とかちょっとした変化とか、そういったことを今回の相談員の設置という中で、そこに情報が来るような、そういった取り組みで、できるだけ支援を要する方々をしっかりと見つけるような、そういう取り組みにつなげていきたいと考えている。

構成員：地域支援コーディネーター、民生委員、児童委員とたくさんの相談員たちがいる。システムは理解できるが、使いづらいことはないと思うが、何か整理ができないかという感じがする。他と重複する事業はないか。

地域福祉担当係長：校区内でボランティアマッチングを行う人材は、今まではいなかった。地域支援コーディネーターと紛らわしい部分はあるが、地域支援コーディネーターは校区で仕組みを作っていくお手伝いをする。できた仕組みに沿って、利用者や活動者を掘り起こし、相談を受け、マッチング事業を行うのが地域生活支援相談員である。

構成員：校区の中で掘り下げるといことか。

地域福祉担当係長：そのとおり。

構成員：承知した。

構成員、私たちが地域で介護保険適用にならないようなところについては、よくシルバー人材センターにお願いしていた。フットワークもよいので使いやすいということもある。校区でこういったお助け隊ができるのはとても素晴らしいことだと思うが、校区の方々は、これを利用するところの手順や対象等そういったところは校区の自治会の回覧板とかそういったところで周知の徹底をしているのか。それから、掃除や家の草取り等シルバー人材センターとの住み分けを教えてほしい

構成員：事業の周知については、先ほども説明の中であったように自治会等の協力をいただいて、地域の全世帯にまず事業のPRを行っている。そして、日々の要支援者の見守り活動を社会福祉協議会、そして民生委員の方々が日々行っているので、そういった方々との連携の中で事業の周知、制度の利用方法、そういったものを要支援者の方に伝えていく、そういう仕組みになっている。住み分けについては、相談員は地域の生活支援サービスを、シルバー人材センターも含めてどうコーディネートしていくかということになる。利用者との情報、利用者との相談の中で、シルバー人材センターがいい利用者もいらっしゃるし、地域の方々の有償サービスがいい方もいらっしゃる。中には無償のサービスが必要な方もいらっしゃるの、そういった点は、高須では地区社協の事務局長を長く経験された方、もうお一人は市民センターの館長の経験者、そういった方々がうまくコーディネートしている状況である。

構成員：校区によっては自治会の方が強い、民生委員児童委員の方が強い、あるいは社協の方が強い、ここでは皆さんがまとまってやっている。そこに、いろいろな方が参加するのはいいが、誰かがある程度マッチングを含めてリーダーになる必要がある。それをみんなで経験者を選ぶ。今まで縦割りの校区の中に、社協の方も一緒にやろうと。これほど聞いていてすっきりする事業はないのではないかと。大変だろうがぜひやってほしい。今までバラバラなところがあったが、これをしていただけると、お互い助け合おう、という感覚が生まれる。

構成員：高須地区の民生委員からは「ニーズが出てこない。」と聞いていたが、3か月でこれだけ出たら立派なものだと思う。これを住民の方が「こういう利用をしている人がいる」というのがわかれば、今から増えてくるのではないと思う。先ほどいった組織的な問題で、社協は自治会、民生委員、いろいろな地域の団体が加入している組織であり、しっかりした組織だと思う。あまり短期的に見ずに、少し長い目で見ると具体的なことも地域の方へ報告すれば、「自分も頼んでみようかな。」という人が増えてくるのではないと思う。こういう取り組みは少し長くやれば成果が出てくると思う。

代表：ぜひこの地区を成功事例として、いろいろなところに展開してほしい。

報告事項（6）介護保険事業の給付状況について・・・資料6

事務局：資料5に沿って報告。

4 その他

地域支援担当課長：最後に平成31年度の地域包括支援センターの相談体制について、現在まだ調整中ではあるが、ご説明する。地域包括支援センターのありかたについては、この会議でもいろいろ貴重なご意見をいただき、構成員の皆様から「高齢者が増加するので地域包括支援センターがすべきことが今後も増える。人員を充実していく必要があるのではないか。」や、「効果的な配置が必要。」等多くのご意見をいただいている。地域包括支援センターは、「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」において第1号被保険者数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに、原則として3職種、保健師、社会福祉士、介護支援専門員をそれぞれ1名配置する、とされている。また、認知症の高齢者も増加し、虐待相談やその処遇等の増加が著明であり、老老介護やダブルケア等の社会問題が複雑化し、対応に時間を要している。以上のことに加え、区の高齢者人口や職種の人数等を踏まえ、地域包括支援センターについては、市として平成31年度は6名増員の予定である。詳細は現在調整中である。また、介護予防を担当していた介護予防訪問員は、その業務を委託していたが、統括支援センターへ配置し、より一層の介護予防に取り組む仕組みにする予定である。

地域支援担当課長：平成30年度第3回地域包括支援に関する会議閉会に当たり、今年度最後であり、ご挨拶申し上げます。今年度は昨年度策定した「北九州市いきいき長寿プラン」を推進する年であった。本会議は本日を含め今年度計3回開催し、地域包括支援センターの相談体制や様々な業務について、また、高齢者の日常生活を地域で支える体制づくり、それから権利擁護に関すること、成年後見制度の利用促進計画について等、活発なご議論をいただいた。本当にお忙しい中、会議にご出席いただき、推進に当たっての参考となるご意見をいただき、お礼申し上げます。また代表、副代表には本会議の円滑な進行及び運営を行っていただき、お礼申し上げます。市長の公約においても、「北九州市いきいき長寿プランに沿って福祉政策を進める」とあり、今後も各構成員の皆様からいただいた意見を踏まえ、平成31年度以降もさらに「北九州市いきいき長寿プラン」を推進し、本市らしさを生かした取り組みを進めていきたいと思っている。構成員の任期は、平成32年3月までであるので、また来年度も引き続き当会議の構成員の皆様にはご協力を賜りたいと思っている。

※議事（1）平成31年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の新規受託事業所については、不開示情報に該当するため、要綱第6条第5項の規程により非公開とする。